

中小企業経営力強化支援法が動き出す

専門家らで新たな指導体制。税理士のバックアップに期待

来年3月廃止予定の「中小企業金融円滑化法」の影響もあり、中小企業の資金繰り対策はますます厳しさを増している。こうしたなか、さる6月、中小企業の経営力強化や海外展開を後押しする「中小企業経営力強化支援法」が成立し、この9月より中小企業向けに新たな支援策が動き出している。この法律では、税理士・税理士法人、商工会・商工会議所、金融機関等を幅広く認定支援機関と位置づけ、今までにない経営指導体制を構築していくもの。中小企業支援の担い手として、税理士のバックアップに大いに期待が寄せられている。



中小企業経営力強化支援法は、大きく2つの柱で構成されている。1つ目の「支援事業の担い手の多様化・活性化」では、(1)既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する(2)中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を通じ、支援事業をバックアップする一ことを目的としている。中小企業の支援者を多様化・活性化させることで、中小企業に質の高い事業計画を策定してもらい、経営力の強化に繋げていくことが狙いだ。

次に、海外展開にともなう資金調達支援としては、中小企業新事業活動促進法等に基づく承認または認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、次の措置が講じられる。(1)日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援する(2)中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援する。

税理士業界として注目すべきは、やはり支援事業の「担い手」という点だろう。税務、金融および企業の財務に関する専門的な知識、実務経験が一定レベル以上の者を国が『認定』することで、支援の担い手を多様化・活性化するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)から専門家を派遣し、中小企業に対してチームによる専門性の高い支援体制を整備。その専門的知識を有する者として、今回、税理士・税理士法人、公認会計士、弁護士などに白羽の矢が立ったわ

けだ。こうしたプロフェッショナルが連携することで、地域全体における中小企業への支援機能の質が高まると共に、地域の中小企業に対する支援の輪が一層広がることが期待されている。

そのほか、技術、知財管理、海外展開など様々な分野に対し、メーカーや商社などの企業実務経験者の専門家も派遣。認定支援機関には、中小企業施策の情報提供、広報の役割を担うことに加え、地域ごとに中小・小規模企業に対する支援を充実させ、経営力強化を図っていくことになる。

経営革新等支援機関として認められる条件としては、士業法や個別業法において、税務、金融および企業の財

務に関する専門的知識が求められる国家資格や士業の免許・許可を有すること、または経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与した後、当該契約の認定を3件以上受けていること、または同等以上の能力を有していることが求められている。「同等以上の能力」の判定として、中小機構で指定された研修を受講し、試験に合格することが条件となる。

現在、中小企業庁では、税理士業界に対して中小企業経営力強化支援法の積極的な利用をPRしているが、これを受けて日税連(会長=池田隼啓氏)では、会員に向けて同法を活用して積極的に中小企業支援に取り組むように

呼び掛けている。東京地方税理士会(会長=朝倉文彦氏)ではこのほど、本法の概要や申請方法などに関する研修会を実施したところ、多くの会員で会場が埋め尽くされた。

中小企業の支援事業を成功させるためには、一番身近な相談相手である税理士の存在が欠かせない。むしろ、中小企業経営力強化支援法の成否は、税理士がカギを握っているといっても過言ではないだろう。独自に経営支援を展開している税理士も少なくないが、支援事業の担い手として国から認定を受け、チームとして支援に取り組むことで、新たなネットワークの確立やサポートの手法が見つかるかもしれない。

日本税協連

ショッピングモールを利用して東北の事業者を応援しよう!

日本税理士協同組合連合会(日本税協連、理事長=塘中康之氏)は、東日本大震災の復興支援事業として、被災地の事業者の新たな販路開拓を目的とした『税理士が応援する東北産品ショッピングモール』を11月より開設する。

震災復興から1年半が過ぎたが、地域経済を支える中小企業の業績は依然として厳しい状況が続いている。今回の復興支援事業の構想は、同協同組合の全国的なスケールメリットを活かし、被災地の事業者に、インターネット上で新たな販路を開拓してもらうことで、震災地域の活気を取り戻して欲しい、との想いからスタート。東北6県の税理士協同組合員の関与先事業者を募集対象としたショッピングモールの仕組みは、日本税協連のホームページの中に、専用サイトを構築。そこで、出店

事業者、商品名、商品の紹介文が掲載され、興味を持った方は、事業者の名前をクリックすると、その事業者のホームページに繋がる。商品の詳細を確認後、購入を希望する場合は各社が指定した申込み方法(電話、FAX、ネット)等で直接手続きしてもらう仕組みだ。商品やサービスの提供、代金の決済、発送作業なども、すべて出店事業者と購入者の間で行ってもらう。

出店を希望する場合の手続きについては、出店申込書と関与税理士の推薦書がセットになった書式で申し込んでもらう。その際、法人の場合は登記簿謄本、個人事業者は住民票のみが必要書類となる。東北の特産品に限定せずに、新たな取引先を求めるための出店でも構わないとしている。

ただ、今回の事業は、ショッピングモールから関与先事業者のホームページへ

のリンクが必要なので、ホームページを開設しているか、近々に開設を予定していることが出店の条件となる。なお、出店費用は、平成27年12月末まですべて無料となっている。

日本税協連では、現在、「東北産品を購入し、事業者の復興を応援しましょう!!」を合言葉に、全税理士に「一人一品購入運動」を展開中。今回のショッピングモールは、「全国7万2千名の税理士、その家族、事務所職員の方に利用して頂くことが、大きな後押しとなる。この復興支援事業を税理士の関与先に対する社会貢献活動として、多くの支援と協力を願いたい」(塘中理事長)と呼びかけている。

なお、詳細は日本税協連のホームページ(<http://www.nichizei.or.jp>)または、TEL:03-5740-0920まで。

500円(税込)以上お買上げで **送料無料!**

たのめーる

税理士協同組合 組合員様専用
たのめーるをご利用いただけます。



ただいま
発刊中

VOL.28

サービスの概要・新規お申込は...

日本税理士協同組合連合会ホームページ
<http://www.nichizei.or.jp/>

HOME

事業のご案内

共同購入事業

大塚商会「たのめーる」

このページを
ご覧ください

「たのめーる」は、(株)大塚商会が発刊している、オフィス総合通販カタログです。商品はOAサプライ・文具・生活用品等で構成され、商品点数は約22,500点(vol.28現在)。同様にインターネットでは約65,000点の商品を取り揃えております。

大塚商会